

## 使用料規程取扱細則（第 11 節インタラクティブ配信）

### （目的）

第1条 本細則は、使用料規程第 1 章総則の備考に基づき、同規程第 2 章第 11 節インタラクティブ配信の規定（以下、「本規定」）の運用に当たり適用する減額措置を定めることにより、ネットワーク環境における著作物の適正な利用を促進することを目的として定める。

### （適用範囲）

第2条 本細則は、本規定のうち、1(1)、(2)、(3)の情報料（ストリーム形式においては情報料又は広告料収入等）がある場合の本規定が適用となる利用を行う音楽配信事業者（以下「利用者」という。）の支払う月額使用料に対して適用する。

### （減額の基準）

第3条 利用者が、本規定の適用の事業において次の著作権保護システム等を導入し実施する場合は、規定により算定される事業単位毎の月額使用料の請求時、各項目共該当する事業に関する請求額の 5%、あわせて最大 15%を限度として請求額を減額できるものとする。

- (1) 著作物データの違法な複製等を防止する技術的保護手段を講ずること。
  - (2) 当協会の指定する権利管理情報を電子透かし又はそれに準ずる方法により著作物データに付加すること。
  - (3) 利用曲目及び利用実績に関する正確な報告を、電子的方式により当協会の指定する権利管理情報を付して当協会と利用者が締結する著作物の利用に関する許諾契約（以下「契約」という。）約定の期日までに履行すること。
- 2 前項(1)又は(2)の減額の適用を受けようとする利用者は、当協会が指定する書式により事前に技術的保護手段の仕様等につき申請するものとし、当協会の承認を得なければならない。ただし、本規定のうち、1(1)①(ア)⑤が適用となる利用形態の場合には、本細則における前項(1)の割引を適用しない。

### （減額の取消し）

第4条 前条の減額は、次のいずれかに該当する場合は事前の通知を要せずに取り消すことができる。

- (1) 前条 2 項に定める申請に虚偽の記載をしたとき
- (2) 前条 2 項に定める申請に記載した内容に変更を生じ、前条 1 項(1)又は(2)の基準に適合しなくなったとき
- (3) 該当する減額項目を適用して算定した使用料の支払いを契約に定める期日までに行わなかったとき
- (4) その他利用者が契約に定める条項に違反したとき

### （細則の変更）

第5条 本細則は、使用料規程が変更された場合その他必要がある場合には変更することができる。

### （附則）

#### （実施期間）

この細則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。